

資 料 編

目 次

- 1 市有公共施設区分別耐震改修状況 1
- 2 関係法令等
 - (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋） 5
 - (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 8
- 3 山形盆地断層帯震度マップ 15

1. 市有公共施設区別耐震改修状況

NO	分類	施設名	建築年	構造	地上階数	延床面積 (㎡)	新耐震適合	収容避難所	
1	庁舎	新庄市役所 本庁舎	S30年	RC	3階	4,819.00			
2		新庄市役所 建設庁舎	H12年	RC	2階	497	○		
3		新庄市役所 東庁舎	S41年	RC	2階	329			
4		新庄市役所 西庁舎・他	S41,50年	S,W	2階	218			
5		新庄市役所 水道庁舎	H5年	RC	2階	2,194.00	○		
6		道路維持管理センター	S60年	S	2階	374.07	○		
7	医療	新庄市保健センター	S55年	RC	1階	435	△	●	
8	福祉施設	中部保育所	S57年	RC	2階	861.43	○	●	
9		南部保育所	S58年	S	1階	612.7	○	●	
10		泉田保育所	S51年	S	1階	506.78	□	●	
11		萩野児童センター	H7年	RC	1階	360.18	○	●	
12		本合海児童センター	H9年	RC	1階	388.06	○	●	
13		升形児童館	S54年	W	1階	243.76	△	●	
14		中央学童保育所	S年	S	2階	727.84	○	●	
15		日新学童保育所	S47年	RC	2階	662.1			
16		神室荘		S47年	RC	1階	1,901.54	△	
17				S59年	RC	1階	937.82	○	
18	学校の校舎・体育館等	新庄小学校	校舎	S42年	RC	3階	2,622.00	□	
19			校舎	S42年	RC	2階	242	△	
20			校舎	S43年	RC	3階	2,601.00	□	
21			校舎	H11年	S	3階	22	○	
22			屋体	S44年	RC,S	2階	1393	□	●
23			校舎	H14年	S	1階	496	○	
24		沼田小学校	校舎	S39年	RC	2階	1441	△	
25			校舎	S38年	RC	3階	1947	□	
26			屋体	S39年	RC,S	2階	1297	□	●
27		日新小学校	校舎	H11年	RC	3階	3,989.00	○	
28			校舎	H11年	RC	3階	352	○	
29			校舎	H11年	RC	2階	4,051.00	○	
30			校舎	H11年	RC	2階	109	○	
31			校舎	H13年	RC	2階	33	○	
32			屋体	H13年	RC	3階	1,632.00	○	●
33		北辰小学校	校舎	S56年	RC	3階	2,208.00	△	
34			校舎	S56年	RC	3階	1023	△	
35			屋体	S54年	S	1階	572	□	●
36		萩野小学校	校舎	S51年	RC	2階	1,508.00		
37			屋体	S56年	S	1階	648		●
38		泉田小学校	校舎	S52年	RC	3階	1,413.00		
39			校舎	S52年	RC	3階	1,413.00		
40			屋体	S53年	S	1階	570		●
41		昭和小学校	校舎	H8年	R	2階	1,859.00	○	
42		本合海小学校	校舎	S57年	R	4階	1,873.00	○	
43			屋体	S53年	S	1階	445	□	●
44		升形小学校	校舎	S57年	R	3階	2,010.00	○	
45			屋体	S57年	S	1階	648	○	●

46	新庄中学校	校舎	S54年	R	4階	2,771.00	□		
47		校舎	S54年	R	3階	2,213.00	□		
48		校舎	H15年	S	4階	88	○		
49		屋体	S40年	S	2階	1,263.00	□	●	
50	明倫中学校	校舎	S55年	R	3階	1,400.00	□		
51		校舎	S55年	R	2階	81	□		
52		校舎	S54年	R	3階	2,239.00	□		
53	日新中学校	屋体	S55年	S	1階	1,005.00	□	●	
54		校舎	S55年	R	3階	2,888.00	□		
55		校舎	S55年	R	2階	90	△		
56		校舎	S55年	R	3階	2,204.00	□		
57	萩野中学校	屋体	S55年	S	1階	1,200.00	□	●	
58		校舎	S46年	R	2階	2,188.00			
59	八向中学校	屋体	S46年	S	1階	531		●	
60		校舎	S46年	R	3階	1,375.00	△		
61		校舎	H4年	R	2階	72	○		
62		校舎	H4年	R	3階	1,267.00	○		
63	武道館	屋体	S57年	S	1階	724	□	●	
64				S55年	S	1階	864		●
65	山屋セミナーハウス	校舎	S60年	RC	2階	1,093.00	○		
66		屋体	S60年	S	1階	627	○	●	
67	新庄市民文化会館		S56年	RC	2階	5,097.00		●	
68	新庄市立図書館		S63年	RC	3階	1,327.00	○	●	
69	新庄市体育館		S46年	SRC	2階	4,026.00		●	
70	新庄市民プラザ		S64年	SRC	3階	5,415.00	○	●	
71	避難地関係施設	わくわく新庄	H10年	RC	2階	1,923.00	○	●	
72		新庄ふるさと歴史センター		S58年	RC	2階	2,489.00	○	●
73		雪の里情報館		H9年	RC	2階	1,824.00	○	●
74		雪の里情報館	記念館	S12年	W	2階	680.40		
75		萩野地区公民館		H2年	S	2階	691	○	●
76		八向地区公民館		S40年	W	1階	231		●
77		新庄市昭和活性化センター	本館+ (ホール)	H5年	RC	1階	907.93	○	●
78		新庄市農村環境改善センター	(本館)	S61年	RC	1階	1,612.15	○	●
79		新庄市陸上競技場メインスタンド		S52年	RC	1階	722	△	
80		新庄市民球場		H5年	RC	4階	6,384.00	○	
81		新庄市相撲場		S56年	S	1階	154		
82		新庄市屋内ゲートボール場		H5年	S	1階	690	○	
83		福田緑地管理棟		S61年	W	2階	68	○	
84		新庄市民スキー場管理棟		H12年	S	2階	850	○	
85		新庄市民プール管理棟		S59年	S	1階	429	○	
86		上水道施設	指野浄水場	薬品注入棟	H6年	RC	1階	675	○
87	指野浄水場		浄水場倉庫	H3年	W	1階	66	○	
88	赤坂配水池		薬品注入棟	H7年	RC	1階	144	○	
89	旧八向簡易水道		送水ポンプ室	S57年	RC	1階	106	○	
90			減圧弁室	S57年	RC	1階	7	○	
91	畑地区水道施設		取水ポンプ室	H4年	RC	1階	7	○	
92			送水ポンプ室	H4年	RC	1階	19	○	

93		配水流量計室	H4年	RC	1階	4	○	
94		配水ポンプ室	H4年	RC	1階	12	○	
95		萩野浄水場 管理棟	H8年	RC	1階	80	○	
96		上下水道庁舎 庁舎	H5年	RC	2階	2,194.00	○	
97		萩野送水ポンプ場 送水ポンプ棟	H16年	RC	1階	76	○	
98		畑浄水場膜ろ過施設 膜ろ過施設棟	H18年	RC	1階	80	○	
99	公営住宅	野際団地 1号棟	S54年	壁RC	4階	1,013.07	△	
100		野際団地 2号棟	H9年	壁RC	3階	2,307.20	○	
101		野際団地 3号棟	H11年	壁RC	3階	1,555.70	○	
102		玉の木団地 1号棟	S48年	壁RC	4階	1,138.58	△	
103		玉の木団地 2号棟	S49年	壁RC	4階	1,356.31	△	
104		玉の木団地 3号棟	S50年	壁RC	4階	1,356.31	△	
105		玉の木団地 4号棟	S51年	壁RC	4階	904.2	△	
106		玉の木団地 5号棟	S56年	壁RC	4階	1,550.71	△	
107		小桧室団地 1号棟	H4年	壁+柱 RC	3階	2,308.94	○	
108		小桧室団地 2号棟	H4年	壁+柱 RC	3階	2,308.94	○	
109		小桧室団地 3号棟	H5年	壁+柱 RC	3階	2,449.20	○	
110		北新町団地 1号棟	S52年	壁RC	4階	1,465.17	△	
111		北新町団地 2号棟	S53年	壁RC	4階	976.78	△	
112		東山団地 1号棟	S57年	RC	5階	2,442.57	○	
113	東山団地 2号棟	S57年	RC	5階	2,438.22	○		
114	進定 住宅住促	東山団地 3号棟	H7年	RC	5階	2,480.88	○	
115		東山団地 4号棟	H7年	RC	5階	2,472.19	○	
116	その他	新庄市卸売流通センター	S63年	RC	1階	4,888.89	○	
117		旧矢作家住宅	江戸中期	W	1階	171		
118		(管理棟)	H3年	W	1階	13.25	○	
119		旧最上中部牧場 牛舎3棟	S51年	S	1階	1,477.25		
120		〃 保育牛舎	S52年	〃	2階	360.34		
121		〃 繁殖牛舎	H5年	W	1階	267.3	○	
122		〃 事務所	S51年	〃	1階	193.85		
123		〃 農具庫	S51年	S	1階	313.59		
124		サイロ(2070型)2基	S51年	鉄製		550	高さ 21.6m	
125		サイロ(2050型)1基	S52年	鉄製		404	高さ 13.6m	
126		新庄市エコロジーガーデン 旧庁舎	S9年	W	1階	257		
127		〃 旧作業場	S12年	W	2階	705		
128		〃 旧資材庫	S12年	W	2階	598		
129		〃 旧圃場管理室	S12年	W	2階	697		
130	〃 旧第一農機具庫	S12年	W	2階	583			
131	〃 旧実験室	S9年	W	1階	223			
132	〃 旧第一貯蔵庫	S9年	RC	1階	135			
133	〃 旧第二貯蔵庫	S9年	RC	1階	123			
134	〃 旧会議室	S9年	W	1階	92			
135	〃 旧便所	S9年	W	1階	14			

136		旧4号公務員宿舎		S48年	CB	1階	65		
137		旧5号公務員宿舎		S48年	CB	1階	80		
138	普通財産	旧ポリテクセンター事務所	【友愛園】	S44年	RC	3階	1,747.00		
139		旧ポリテクセンターパソコン室	【友愛園】	S45年	S	1階	284.00		
140		旧ポリテクセンター第1、2実習棟	【友愛園】	S43、 44年	S	1階	1,064.00		
141		旧ポリテクセンターその他	【友愛園】	S59年～	S, CB, W	1階	355.00	○	
142		旧ポリテクセンター多目的実習場	【東高】	S63年	S	1階	601.00	○	
143		旧ポリテクセンター第3、4実習棟他	【市倉庫】	S43年	S	1階	1,140.00		
144		大手会館		S32年	RC	2階	669.00		
145		旧柏木山分校		S37年	W	1階	245.00		
146		旧土内分校		S38年	W	1階	281.00		●
147		升形地区集会場		S49年	W	1階	109.00		
148		住吉町公用車車庫		H13年	S	1階	198.00	○	
149		旧山屋キャンプ場ヒュッテ		S62年	RC, W	2階	89.00	○	
150		旧し尿処理場		S41年	S	1階	221.00		

備 考

1. 全施設に地下階数はなし
2. ○は、新耐震基準により建築された施設 68棟
3. △は、耐震診断により耐震性が確認できた施設 18棟
4. □は、耐震改修済みの施設 19棟

2 関係法令

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

(4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

(5) 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項そ

の他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- (2) 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- (5) その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- (1) 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- (3) 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及耐震

改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法 昭和40年法律第124号）第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第8条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- (1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- (2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- (3) 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- (1) 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - (2) 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - (3) 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成18年1月25日国土交通省告示第184号

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成19年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが

求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第7条第1項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第1第1号及び第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。また、法第8条第3項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第5条第3項第1号の

規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第17条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な

助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

1. 平成15年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約4,700万戸のうち、約1,150万戸（約25%）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成10年の約1,400万戸から5年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは5年間で約32万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第6条第1号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であつて、階数が3以上、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約36万棟のうち、約9万棟（約25%）が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、H27年までに少なくとも、9割にすることを目標とする。耐震化率を9割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約100万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約5万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐改修のペースを2倍ないし3倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後5年間で、10年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震断の実施が必要となると考えて、住宅については約100万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成27年までに少なくとも住宅については150万戸ないし200万戸、多数の者が利用する建築物については約5万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うこと

が基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的

な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、H27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第2号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第13条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに同項第3号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第7条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第5条第7項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画

を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等についてより地域固有の状況を配慮して作成することが望ましい。

3 山形盆地断層帯震度マップ

